別紙1

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に基づく実施フロー

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者又は発注者が請求

請　　求　　日

　　　　　　７日以内　　　　　　　　　・様式１－１又は１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発注者から受注者に通知

基準日・スライド額協議開始日の通知

　　 　　　　　 　　　　　　　　　　 ・様式２－１又は２－２

　　　原則は請求日

　　（受注者と協議の上請求日

　　　から14日以内の日でも可）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出来高の算定

基　　準　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　スライド額（案）の算定

２

ヶ月以上

スライド額協議開始

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 発注者から受注者に通知

　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ・様式３－１又は３－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・様式３－３又は３－４

　　　 14日以内　　　　　　　　　　※スライド対象外の場合は様式５で通知する。

スライド額確定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 受注者から発注者へ提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・様式４－１又は４－２

変　更　契　約

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・契約変更請書等

履　行　完　了